吉野川市(牛島・川島・山川)体育館

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

現 行			新 使 用 料（1時間当たり）			
アマチュアスポーツ	入場料徴収	使用料	アマチュアスポーツ	入場料徴収	使用料	
					市内	市外
利用する	しない	550	利用する	しない	660	990
		（1/2 以下の部分の使用場合）275			（1/2 以下の部分の使用場合）330	（1/2 以下の部分の使用場合）490
	する	1,100		する	1,320	1,980
		（1/2 以下の部分の使用場合）550			（1/2 以下の部分の使用場合）660	（1/2 以下の部分の使用場合）990
利用しない	しない	2,750	利用しない	しない	3,300	4,950
	する	5,500		する	6,600	9,900

＊ 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。

＊ アマチュアスポーツに利用する場合で、体育館の2分の1以下の部分を利用する場合にあっては、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

＊ 使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。